

二級河川高野川水系河川整備基本方針

平成 29 年 12 月

京 都 府

二級河川高野川水系河川整備基本方針

目 次

1. 高野川水系の総合的な保全と利用に関する基本方針.....	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針.....	3
2. 河川の整備の基本となるべき事項.....	4
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項.....	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項.....	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項.....	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項..	5
(参考図) 主要な地点における計画高水流量に関する事項.....	6

水質は、平成 14 年度では BOD 平均値で 3.3mg/1 であったが、それ以降は低下傾向にあり、平成 19 年度には下水道普及率が 70%を越え、通常の水道水として利用できる水質である 2.0mg/1 を下回った。平成 25 年度には 0.7mg/1 まで低下している。

土地利用は、経年的に農地が減少し、市街地が増加している。市街地の平地部は、ほとんどが宅地化されている状況である。

現在、河川水は農業用水として約 48ha の耕地のかんがい利用されているほか、水道用水としても利用されている。

なお、高野川水系において濁水による大きな被害は報告されていない。

流域には、^{たなべ}田辺城跡をはじめとする史跡・遺跡、古墳・古墳群が多数分布している。上流の^{あめひき}雨引神社では、雨ごいの儀式として「城屋の揚松明」で知られる火祭りが奉納されている。下流部では、3月に地域の風物詩である「イサザ（シロウオ）漁」が行われている。

高野川流域では、昭和 28 年 9 月台風 13 号、昭和 34 年 9 月伊勢湾台風により甚大な被害が発生している。近年では、平成 16 年 10 月の台風 23 号により、下流の市街地を中心に床下浸水 642 戸、床上浸水 156 戸もの浸水被害が発生した。中流では、破堤による被害や橋梁が流出する被害が発生した。また、平成 25 年 9 月の台風 18 号においても床下浸水 191 戸、床上浸水 130 戸の被害が発生している。

高野川の改修は、昭和 28 年台風 13 号による被害を受け、河口から女布川合流部まで 2.4km 区間の改修を昭和 30 年頃に実施している。その後は昭和 40 年～50 年に新橋から大橋の約 0.3km の区間の局部改良事業を実施しているが、治水安全度は低い状況である。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

高野川水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、河川整備の現状、水害の発生状況及び河川利活用の現状並びに河川環境の保全等を考慮し、関連地域の社会・経済情勢の発展に即応するよう関連市の総合計画等を考慮し、計画的なまちづくりとの連携を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに河川の総合的な保全と利用を図る。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、河川改修を行う。改修規模としては、地域特性や京都府域の河川整備の均衡を考慮し、年超過確率 1/30 の規模の降雨で発生する洪水に対して、洪水の安全な流下を図る。

また、舞鶴市が実施する流域における効果的な雨水流出抑制対策等と連携を図り、流域の治水安全度向上を図る。

さらに、河川が氾濫した場合においても被害を最小限にとどめるために、関係機関や地域住民と連携して、各種防災情報の提供などソフト対策の充実を図り、地域防災活動の一層の支援を行う。

本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。その際、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる良好な河川環境の保全・再生・創出を図る。

河川水の利用に関しては、現在、概ね良好な河川環境のもとに水利用がなされていることから、今後とも適正な水利用が図られるように努める。

流水の正常な機能の維持に関しては、新たな水需要が発生した場合には、関係機関と協議、調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用を図る。さらに、渇水や震災といった緊急時には、関係機関との連携により、適切な河川水の利用が図られるように配慮する。

河川環境の整備と保全に関しては、高野川流域の風土、歴史、文化を踏まえ、人々にうるおいと安らぎを与える水辺空間と多様な動植物が生息・生育・繁殖できる良好な河川環境の保全・再生・創出を図る。下流部から中流部ではアメリカザリガニなどの外来種が確認されており、在来種等の生息への影響が懸念されるので、定期的なモニタリングを実施し、関係機関等と連携して外来種対策を検討する。また、河道内の堰や落差工により縦断方向の連続性が損なわれている箇所については、生物の生息域・繁殖環境に配慮し、必要に応じて魚道等を整備する。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川管理施設の点検及び補修、浚渫等を適切に行うものとする。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

年超過確率 1/30 の規模の降雨で発生する洪水を河口から 2.24km の引土地点において $140\text{m}^3/\text{s}$ とし、この全量を河道により流下させる。

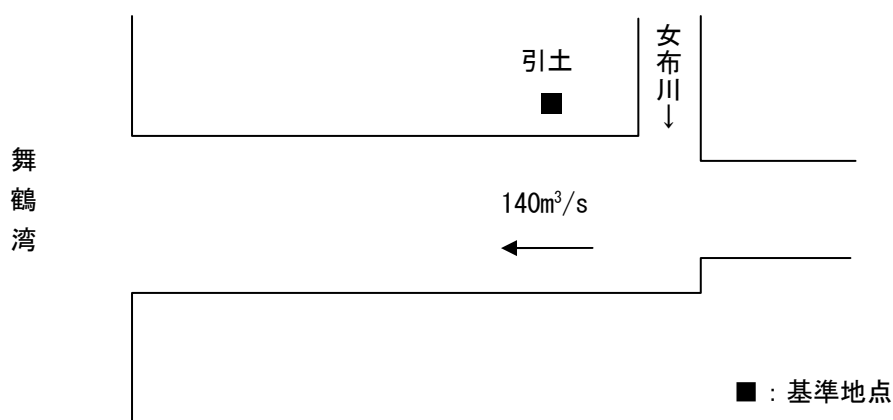
基本高水のピーク流量等一覧表

(単位: m^3/s)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
高野川	ひきつち引土 (河口から 2.24km)	140	—	140

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

高野川における計画高水流量は、引土地点において $140\text{m}^3/\text{s}$ とする。



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

高野川の主要な地点における計画高水位及び計画横断に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

河川名	地点名	河口からの距離	計画高水位	川幅
高野川	引土	2.24km	T. P. +4.962m	20m

注) T. P. 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

高野川水系における既得許可水利権は、農業用水 $0.059\text{m}^3/\text{s}$ 、水道用水 $0.0385\text{m}^3/\text{s}$ であり、その他にも農業用水の慣行水利権がある。流水の正常な機能を維持するための必要な流量は、流況、河川環境保全等の関連事項について引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。

高野川流域図（参考図）

